

移動式燻蒸車での燻蒸業務仕様書

1 業 務 名 徳島県立博物館収蔵資料の移動式燻蒸車でのガス燻蒸業務

2 実施場所 四館棟トラックヤード及び文化の森総合公園駐車場

3 対 象 動物・植物標本、民俗・考古・歴史資料等

4 目 的 殺虫・殺卵

5 施行回数 2回

6 施行期間

契約締結日から令和8年3月31日までの期間で、1回の施行日数は4日間程度

ただし、燻蒸効果が得られない場合や、燻蒸後の残留ガスの排気効果が得られない場合などは、施行日数を延長することとする。

7 作業内容

(1) 燻蒸薬剤

ヴァイケーン（フッ化スルフリル）

(2) 燻蒸方法

移動式燻蒸車に設置されたコンテナ内（コンテナ内部寸法：高さ 2m×横幅 2m×縦幅 3.9m 程度）にて、「ヴァイケーン」による燻蒸処理標準仕様書（燻蒸庫（室）燻蒸法）（公益財団法人文化財虫菌害研究所発行の『文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書 2025 年版』）によるものとする。なお、移動式燻蒸車と資料を燻蒸するコンテナは事業者が用意すること。資料を燻蒸するコンテナは資料の燻蒸を適切かつ安全に実施できる構造を備えるものとする。

(3) 燻蒸条件

次の表の要件を満たすよう適切に投薬を行うこととする。

（殺虫処理）

燻蒸方法	温度 (℃)	燻蒸時間 (hr) ※	標準薬量 (g/m ³) 燻蒸中に保持すべき濃度
燻蒸庫（室）燻蒸	25～	24	60
燻蒸庫（室）燻蒸	20～24.9	24	80
燻蒸庫（室）燻蒸	15～19.9	24	100
燻蒸庫（室）燻蒸	～15	48	100

※燻蒸時間は、保持すべき濃度になってからの時間である。

(4) 投薬方法

薬剤に応じて投薬する。

(5) 薬害の防止

収蔵資料や施設等を汚損しないよう、燻蒸作業による薬害の恐れのある場合は事前に博物館担当者と相談して保護処理を取る。

(6) ガス濃度の測定

燻蒸中は、コンテナ内の上層・下層において随時ガス濃度を測定し、記録するとともに、有効ガス濃度に達しない場合には直ちに追加投薬を行う。

(7) ガスの排気

燻蒸終了後は、薬剤に適応した吸着装置を使用して残留ガスの排気に努め、コンテナ内が許容濃度（5ppm 以下）であることをガス検知器等で確認しなければならない。

(8) 燻蒸効果の判定

燻蒸効果の判定は、供試虫によって行うものとする。供試虫は、公益財団法人文化財虫菌害研究所調整のものを使用し、博物館担当職員の立ち会いのもと、薬剤注入前にコンテナ内の上層・中層・下層の最低 3 箇所に配置する。燻蒸作業後、博物館担当職員の立ち会いのもと、供試虫を回収して目視で効果を確認するとともに、ただちに同研究所へ送付し、同研究所が発行する燻蒸効果判定書を燻蒸結果報告書に添付して提出すること。もし効果が十分でないと判断された場合には、再度燻蒸を行うこと。その際に係る費用については、すべて業者の負担とする。

8 実施計画書の提出

受託者は委託業務を行うにあたり、業務を開始する 7 日前までに次にあげる項目を含む実施計画書を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 作業工程表
- (2) 作業員名簿
- (3) 資格証等の写し
- (4) 損害保険証の写し
- (5) 処理法の種別
- (6) 投薬方法
- (7) 排気方法
- (8) 緊急連絡体制表

9 報告書の提出

受託者は、作業終了後、次の項目を含む報告書を委託者に提出しなければならない。

- (1) 委託者名と所在地
- (2) 受託者名と所在地
- (3) 処理対象物の名称と所在地及び処理の目的
- (4) 処理場所の見取り図
- (5) 処理作業の年月日
- (6) 作業員名簿（「文化財虫菌害防除作業主任者」等の資格保持者を明記すること。）
- (7) 処理法の種別（被覆処理・包み込み処理・燻蒸庫（気密庫）処理）
- (8) 使用薬剤
- (9) 使用薬量（総薬量と 1 m³あたりの薬量 g/m³）
- (10) 投薬方法（追加投薬も含む。）
- (11) 処理時間
- (12) 処理空間ガス濃度の経時変化表
- (13) 処理中の温度変化の記録
- (14) 作業中及び排気後の環境中ガス濃度表（測定場所の図面を添付すること。）
- (15) 公益財団法人文化財虫菌害研究所の効果判定書
（効果判定用テストサンプルを設置した位置を示した図を添付すること。）

10 作業中の安全確保

(1) 作業者

投薬時や排気時には複数名で作業を行うなど、安全に作業できる人員を確保しなければならない。作業者のうち、少なくとも1名は、文化財虫菌害防除作業主任者、労働安全衛生法の定める特定化学物質等作業主任者及びヴァイケーン技術研修の修了者の資格を持つ者とする。

(2) 立ち入り禁止の措置

燻蒸作業中、第三者が移動式燻蒸車の周囲に立ち入らないよう立入禁止の表示をするとともに、資料を燻蒸するコンテナを第三者が開放できないよう施錠するなど安全対策を十分行うこと。

11 その他

(1) 博物館収蔵資料には、博物館職員が定めた場合を除いて、一切触れてはならない。

(2) 本委託業務に関わるあらゆる事故の損害等については、受託者が一切の責任を負うこと。

(3) 本委託業務遂行上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。

(4) 本仕様書に明記されていない事項または不明な点については、博物館と協議の上定めるものとする。